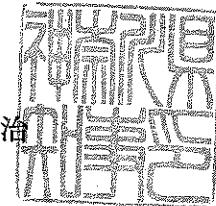


水第1164号
令和5年5月15日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

のことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

漁業種類	許可又は起業の認可をする者	許可又は起業の認可をする漁業者数	操業区域	漁業時期	許可又は起業を認べる漁業の資格の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可効有期間
かます一枚網漁業	1	定めなし	三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6 月 1 日から 11 月 30 日まで	逗子市漁業を根拠していきる者	1. 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合 3 cm 以上 (2) 網丈 6 m 以下 (3) 網 1 反の長さ 120m 以下 (4) 1 統の網の使用反数 15 反以下 2. 網の張立時間は、午前 3 時から午前 10 時までとする。	令和 5 年 6 月 5 日から同年 7 月 4 日まで	令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 8 月 21 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

